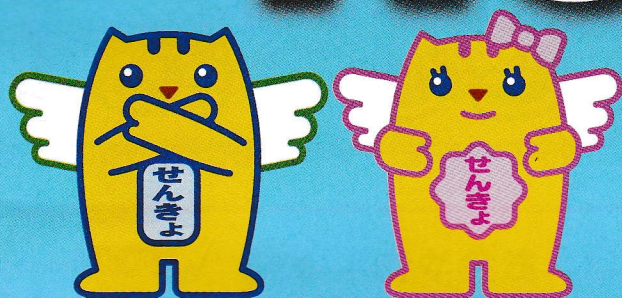


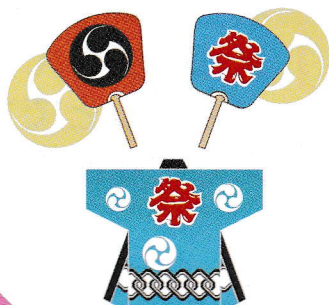
寄附は **NO!**



有権者は求めない!
政治家は贈らない!



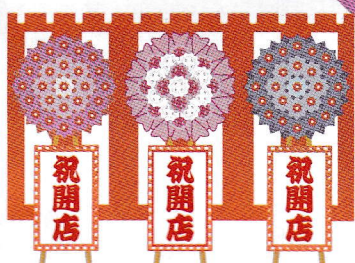
運動会やスポーツ大会への
飲食物の差し入れ



お祭りへの寄附や差し入れ



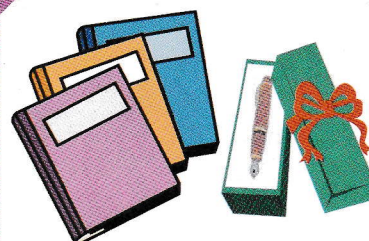
町会の集会や旅行等の
催し物への寄附や飲食物の
差し入れ



落成式・開店祝いの花輪



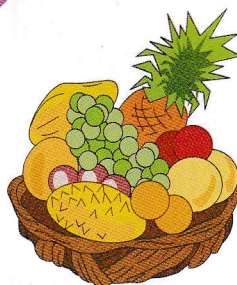
お中元・お歳暮



入学祝い・卒業祝い



葬式の花輪・供花



病気見舞い



結婚祝い・香典

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは時期や理由を
問わず**法律で禁止**されています。

また、有権者が政治家に対し寄附を求めることは**禁止**されています。

NO!

寄附の禁止

寄附ってな～に？



「政治家の寄附は禁止」
というけれど、
寄附ってなに？



寄附とは、お金や物
品、その他財産上の
利益となるものを与
えたり、与える約束
をすることです。た
だし、物を買った時
の代金や有料イベントの参加料のよう
に、対価として支払うものは寄附にはあ
たりません。



NO!



お金のかからない選
挙、きれいな選挙を
実現するためです。

どうして政治家は
寄附をしては
いけないの？



お世話になった人へのお中
元・お歳暮や催し物の賛助金
など、選挙とは関係ない寄
附だったら問題ないのでは。



以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止
されていました。

しかし、政治家が普段からいろいろな名目
で行う寄附が、実は選挙にお金がかかる大
きな原因となっていました。そこで法律が
改正されて、現在は選挙に
関する・関しないを問わず、
選挙区内の人や団体への寄
附は全て禁止されています。

